

## 様式第 4 号

年 月 日

門真市長 宮本 一孝 様

給水装置所有者 住所  
(工事申込者) 氏名  
電話

### 3 階建て以上の建築物における直結給水に関する誓約書

3 階建て以上の建築物において直結給水方式による給水を実施するにあたり、下記事項を遵守するとともに水道使用者等に周知徹底を図り、門真市環境水道部に苦情等を申し立てないことを誓約いたします。

#### 記

1. 給水用具については、取扱説明書に記載されている事項を遵守し、必要に応じて製造者や門真市水道事業指定給水装置工事事業者と定期的なメンテナンス契約を行うよう努めること。
2. 「給水装置管理人届」に記載した管理人、維持管理会社等の緊急連絡先を誰もが確認できる場所に設置すること。管理人または、維持管理会社に変更があった場合は、速やかに「給水装置管理人届」を提出すること。
3. 配管管理図等必要な事項を明記した書類を管理人室等に常備するよう努めること。
4. 漏水等の修理及び事故の処理については、所有者及び使用者の責任において迅速に行うこと。
5. 配水管工事及び量水器の取替え等で断水作業を伴う場合、その作業が円滑に行えるよう門真市環境水道部に協力すること。賃借人がいる場合はそのことを周知すること。
6. 軽微な変更を除く給水装置の変更を行う場合は、門真市水道事業指定給水装置工事業者に依頼し、門真市環境水道部の承認を事前に受けた上で施工すること。
7. 配水管の水圧変動に伴う出水不良等が生じて、所有者の責任において対処すること。
8. 給水装置に起因する苦情等については、所有者の責任において適切に処理すること。
9. 直結増圧の場合、増圧装置及び減圧式逆流防止器は、年 1 回以上の保守点検を行うこと。
10. 直結増圧の場合、増圧装置には警報装置を設置し、停電、故障、その他非常事態により増圧装置が運転停止し、断水、出水不良、赤水等が発生したときは、1 階に設置している非常用共用水栓を使用すること。
11. 直結増圧の場合、配水管の水圧変動の伴い、増圧装置が稼働しない場合があることについて、門真市環境水道部に一切異議申し立てをしないこと。
12. 給水装置の所有者に変更があった場合は、速やかに門真市環境水道部に届けるとともに、この誓約書の内容についても継承すること。